

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示 番号 (注4)
トーゴ	食糧援助に関する日本国政府とトーゴ共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	400,000 千円 -----	2021.9.16 (同日)	日本側 倉光秀彰在トーゴ大使 トーゴ側 アン・トロン・レクバ・ベベニ農業・畜産・農村開発大臣	2021.10.18 325号
トーゴ	トーゴ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とトーゴ共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	100,000 千円 -----	2021.9.16 ロメで (同日)	日本側 倉光秀彰在トーゴ大使 トーゴ側 ムスタファ・ミジャヤワ保健・公衆衛生・医療への普遍的アクセス大臣	2021.10.18 326号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。